



# 自立した自治体をめざして！

## 都区制度改革の基本的方向

東京23区は、現行の特別区から「市」並みになることをめざし、これまで東京都との間で話し合いを行い、去る2月19日、「都区制度改革の基本的方向」について合意しました。今後は、この都区合意を制度改革実現の出発点として、国など関係方面に働きかけていくこととなります。

改革の柱は、①23区を現在の特別地方公共団体から「市」と同様の普通地方公共団体に改め、②東京都が行っている住民に身近な事務は23区に移して、23区の事務権能の拡充を図り、③財政面についても、東京都との関係を整理し、23区の財政自主権を強化する、というものです。

このため、特別区は、現在の普通地方公共団体（都道府県・市町村）とは異なった別の新しい普通地方公共団体となることをめざしているのです。東京23区がどのように変わろうとしているか見てみましょう。

### 特別区を普通地方公共団体に！

東京23区は、昭和50年には、区長公選が復活するなど、原則として市と同じ自治権能を持つことになりました。しかし、現行地方自治法上では、23区は特別地方公共団体とされ、財産区や一部事務組合などと同じ扱いを受けています。

今回めざしている新しい制度は、東京都と23区との仕事の役割分担を明確にし、それに応じた財源配分をはっきりさせ、23区を大都市における基礎的自治体に改め、普通地方公共団体に位置づけようとするものです。こうすることにより、東京23

### 身近な仕事は23区で！

東京という大都市の行政は、東京都と23区がそれぞれ独立し、また相互に連携しながら、社会経済の変化に的確に対応していくことが求められます。

このため、23区は、ゴミの収集や運搬、地域のまちづくりに必要な都市計画の権限など、住民に身近な事務を新たに処理しようとするのです。今後具体的に検討される事務は、裏面右下の囲みのとおりです。

### 23区の財政は自らの手で！

現在、東京都と23区の間で、また、23区相互間で財源を調整するしくみ（都区財政調整制度）があります。

このしくみには、東京都と23区とも財源が不安定なこと、また、23区の財源について、東京都が各区に配分する権限を持つため、それぞれの区の財政責任が不明確なことなどの問題点があります。

このため、東京都と23区の間では、従来のような調整のしくみ（垂直調整）を廃止し、東京都から離れて23区の財政自主権の強化をめざすこととしてい

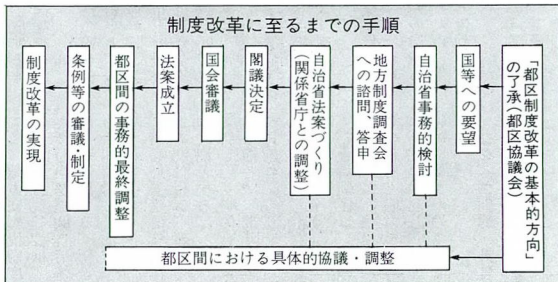
ます。そして、23区相互間では、大都市東京として均衡ある行政水準を保つための新しい財政調整のしくみをつくらうとするものです。

また、地方交付税制度（国が全国の普通地方公共団体に対し不足の財源を補完するしくみ）は、これまで東京都と23区が一体として計算されていたことを改め、この点でも東京都と離れて、23区を一つの団体として、適用しようとするものです。

### 納付金制度の廃止は引き続きの課題

都区財政調整制度における納付金制度の廃止は、港区政の大きな課題です。この納付金制度については、「均等な調整を担保するためには、納付金制度は存置することが必要である。但し、極力、納付金が生じないように」とまとめられました。

港区・千代田区・渋谷区の納付3区の基本的立場は、23区が均衡のとれた一定の行政水準を保つため、一定の財源を出し、その範囲で23区間の財源調整を行うことは理解できるが、その上さらに、納付金として本来区が区民福祉のために使うべき固有の税等まで、他区の財源とすることは、その区の財政自主権を制約することになり、強くその廃止を求めてきたものです。また、この納付金を支出する一方で、それを上回る特別区債の発行（借金）をするという間



今後も、区議会の意向も踏まえ、また、他の納付区とも連携しながら、納付金制度は廃止すべきとの基本的立場を踏まえて、財政自主権の拡充、強化を目指すとして、引き続き努力していく必要があります。▽問い合わせ 企画部企画課 ☎内線四六四

## 自立して明日をきざぐー東京23区

# 都区制度改革の基本的方向(全文)



▲都区制度改革について協議する都区協議会(区側委員)

この「基本的方向」は、都区間の執行機関同志の意思統一を図るものとして、また、この改革を国に働きかけるにあたっての基本的な考え方を示したものです。

## 1 改革の意義

〈大都市東京の現状〉

大都市東京は、膨大な人口、昼夜間人口の激しい流動性、中枢管理機能の集中、税源の地域的偏在など、いずれをとっても他都市に類を見ない社会経済の実態を有している。また、それぞれの地域が相互補完的な役割を果たしながら、全体として大都市を形成している特別な地域構造となっている。

このことから、特別区の存する区域においては、役割分担、税財政制度などに関し、府県・市町村制とは異なる自治制度をとることによって、都と特別区が一体となり、大都市東京の均衡ある行政を展開し、時代のニーズに応えてきた。

〈現行都区制度の問題点〉

しかしながら、地方自治制度上、今日なお、特別区は一般の市町村とは異なり、財産区や一

従って、東京の自治制度改革に当たっては、現行制度の枠組みの中での改善では足りず、大都市東京の特性に相応した二層による新しい自治制度とする必要がある。

この「基本的方向」としては、第一に、特別区の内部団体の性格を改め、特別区を大都市区域における基礎的自治体とし、普通地方公共団体に位置づけること。

第二に、特別区が地域の特性に適合した施策を積極的に進めることができるように、都と特別区の役割分担を明確にし、特別区の事務権を一層拡充するとともに、財政自主権を強化すること。

第三に、都が府県機能を充実するとともに広域的な大都市行政を積極的に推進できるようにする。

## 2 基本的構造・性格等

新たな制度の基本的構造及び自治体の性格等はつぎのようなものとする。

- ① 大都市東京の社会経済的な美態に適合した二層による新しい大都市市制を軸とする新しい都制度を確立する。
- ② 当面、現行の特別区の区域を「大都市区域」とし、この「大都市区域」においては、広域自治体(新しい都)と複数の基礎的自治体(新しい基礎的自治体)による二層制とする。
- ③ 大都市区域以外の地域においては、現行どおり、府県・市町村制としての新しい都と市町村による二層制とする。

## 新たに処理する事務

〔一般市で扱う事務〕

- ① 都市計画に関する事務(特定街区に係る都市計画の決定の一部、都市施設のうち地域冷暖房施設に係る都市計画決定)
- ② 一般廃棄物の収集・運搬
- ③ 浄化槽の維持管理指導等に関する事務
- ④ 地教法第59条の事務
- ⑤ ヒル衛生管理法に基づく建築物への立入検査等
- ⑥ 有害家庭用品の規制に関する事務
- ⑦ 狂犬の予防に関する事務
- ⑧ へい獣処理場等の規制に関する事務
- ⑨ 食品衛生に関する事務のうち、卸売市場外における報告徴取等、監視指導、届出受理、営業停止

- ⑩ 廃棄物命令等に関する事務
- ⑪ 政令指定都市の事務
- ⑫ すべての開発行為の許可
- ⑬ 屋外広告物規制のうち、特定地域のみが存在する限定的な禁止区域、禁止物件の指定、及び地域住民の屋外広告物協定による一定地域の規制の強化、屋外広告物に係る許可等に関すること
- ⑭ 違反命令等に関する事務
- ⑮ 都市計画に関する事務(土地の試掘等の許可に関する事務)
- ⑯ 土地区画整理事業に関する事務
- ⑰ 児童相談所に関する事務(その他関連事業として、重症心身障害児関連6事業に関する事務を含む)
- ⑱ 児童福祉に関する事務のうち補装具の交付等

- ⑲ 民生委員に関する事務のうち、民生委員の推せん等、審査会の設置を除く事務
- ⑳ 身体障害者の福祉に関する事務のうち、身体障害者相談員の委託
- ㉑ 母子及び寡婦の福祉に関する事務
- ㉒ 寄生虫病の予防に関する事務
- ㉓ 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- ㉔ 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- ㉕ 風致地区内における建築等の規制に関する事務
- 〔その他〕
- ① 建築基準法に関する事務(大規模建築物、地下街、遊戯施設等を除く建築確認事務、特定行政庁の行う指定、許可等)
- ② 一部の特別都道の設置管理

市事務を処理する権能を有するものとし、都市交通(港湾、上下水道、消防)などの事務を処理する。

② 新しい基礎的自治体の事務権能は、現行の特別区が有する事務権能を含め一層拡充することとし、現行の事務のうち、おおむね別紙注一、右欄のような住民に身近な事務を新たに処理することとするが、今後、国等関係方面の意向も踏まえ、引き続き都区間で協議する。

都市区域における市町村税等の税源を、新しい都と新しい基礎的自治体の役割分担、事務配分に対応してそれぞれに配分する。

③ 新しい基礎的自治体の税源の基本は、それぞれの新しい基礎的自治体が賦課徴収する固有税と、新しい都が賦課徴収する市町村税の一部である調整税とする。

④ 新しい基礎的自治体の固有税は、現行特別区税を基本とする。調整税は、新しい都が賦課徴収する固定資産税、市町村民税法人分それぞれ一定部分を基本とする。調整税の設定は、国の法令で規定する。

⑤ 都市計画税については、新しい都及び新しい基礎的自治体の都市計画事業の進捗状況に即して、配分がなされるようなくみとする。

⑥ 都市計画税については、新しい都及び新しい基礎的自治体の都市計画事業の進捗状況に即して、配分がなされるようなくみとする。

⑦ 新しい基礎的自治体間の財政調整

⑧ 新しい基礎的自治体の均衡ある行政水準を維持するため、新しい基礎的自治体間の新しい財政調整を行う。

⑨ 新しい都は、基本的には、府県事務及び大都市区域における広域自治体にふさわしい大都

町村制としての新しい都と市町村による二層制とする。

⑩ 都市区域以外の地域においては、現行どおり、府県・市町村制としての新しい都と市町村による二層制とする。

## 3 新しい都と新しい基礎的自治体との役割分担・事務配分

新しい都と新しい基礎的自治体との役割分担・事務配分は、事務の広域性、統一性、地域性、規模の大小等を総合的に勘案して行う。

① 新しい都は、基本的には、府県事務及び大都市区域における広域自治体にふさわしい大都

町村制としての新しい都と市町村による二層制とする。

② 都市区域以外の地域においては、現行どおり、府県・市町村制としての新しい都と市町村による二層制とする。

## 5 今後の対応

都と特別区は、この基本的方向に沿って、住民や議会等関係者の理解と協力を求めるとともに、国等に対し、その実現を積極的に働きかけていくものとする。